

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成32年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成32年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長
 警視庁交通部長 殿
 警視庁地域部長
 各道府県警察本部長

警察庁丁交指発第51号、丁地発第41号
 丁交企発第43号、丁規発第33号
 平成26年4月3日
 警察庁交通局交通指導課長
 警察庁生活安全局地域課長
 警察庁交通局交通企画課長
 警察庁交通局交通規制課長

交通事故抑止に資する交通指導取締りについて

交通事故死者数の減少率は、近年、遞減傾向にあり、今後、更に交通事故死者数を減少させるためには、これまで以上に交通事故実態を把握・分析して交通事故抑止対策を検討していく必要がある。

交通指導取締りにおいても、交通事故抑止や交通事故による被害軽減に向け、最大限の効果を発揮する警察力の運用が求められているところであるが、これまでの運用状況を検証したところ、交通事故の発生状況と交通指導取締りの実施結果に不均衡が生じているなど、警察力の運用が必ずしも合理的に行われていない状況が散見された。

そこで、交通指導取締りの基本的な考え方を定めるとともに、従来の指導取締り管理に関する通達を見直すこととしたので、各都道府県警察にあつては遺漏なきを期されたい。

なお、「交通指導取締り管理簿による取締り管理の実施について」(平成23年2月23日付け警察庁丁交指発第22号)は廃止する。

記

1 交通指導取締りの基本的考え方

交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、交通指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定、指導取締りの実行、指導取締りの効果検証及び検証結果の指導取締り方針への反映といったPDCAサイクルに基づき管理することとする。

管理の単位は警察署ごととし、各警察署はPDCAサイクルの各段階において組織的な検討及び意思決定を行うとともに、そこで決定された指導取締り方針に従って具体的な指導取締り計画を策定し、実施することとする。

警察本部は、警察署における交通指導取締り業務の管理につき十分に把握の

上、必要な指導助言を行うとともに、複数警察署間の連携、交通機動隊と警察署の連携につき所要の調整を行うこととする。

警察署でのPDSAサイクル各段階における検討及び意思決定並びに警察本部による警察署への指導助言及び複数所属間の連携に当たっては、いずれも過去の検討経緯、意思決定過程・理由等の把握が不可欠であることから、各警察署はPDSAサイクルの各段階における検討、意思決定等の状況を交通指導取締り管理簿（以下「管理簿」という。）に記載することとし、警察本部はこれを集約することとする。

2 交通指導取締りの管理

(1) PDSAサイクルによる管理

交通指導取締りをPDSAサイクルにより管理する際の各段階における実施事項は、次のとおりである。

ア 交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定（Plan）

発生した交通事故の場所、時間帯、原因となった違反等について分析を行い、その分析結果のほか、指導取締りに係る効果検証、地域住民の要望、通学路における通学児童の安全確保の観点等を勘案した上で、警察署長を交えた検討を経て指導取締り方針を策定すること。ここにおける指導取締り方針は、取締りのみならず、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動等をも含むものであり、両者による補完により高い交通事故抑止効果が得られるよう留意すること。

イ 指導取締り方針に従った実行（Do）

策定した指導取締り方針に従い、具体的な計画を立てて実施すること。この際の細目については、「3 指導取締りの実施」において述べる。

ウ 指導取締りの効果検証（Study）

指導取締りを行った違反種別、場所、時間帯、体制、検挙件数等と交通事故実態の分析結果、住民の反響等を比較し、実施した取締りが適切であったかどうかという視点から検証を行い、改善方策を策定すること。

エ 検証結果の次期指導取締り方針への反映（Act）

上記ウにおける検証結果及び改善方策を次期指導取締り方針に反映させること。

(2) 指導取締り管理の実効性を高めるための留意事項

ア 指導取締り管理の周期

おおむね6か月をPDSAサイクルによる指導取締り管理の1つの周期とすること。

イ 警察本部の司令塔としての役割

警察本部は、各警察署の管理簿を集約した上で交通事故実態及び指導取締り

締りの実施結果の分析について警察署を支援するとともに、管理簿に記載する指導取締り方針について必要な指導を行うこと。また、複数警察署間又は交通機動隊と警察署の連携が必要な場合は、「3 指導取締りの実施」で述べる取締り計画に反映させるよう指示すること。

ウ 適切な警察力の配分

指導取締りの必要性が高いと判断された場所、時間帯に多くの警察力を投入するなど、適切な警察力の配分について検討すること。また、取締りの実施に当たっては、「3(4) 警戒活動等の実施」及び「3(6) その他指導取締り実施上の留意事項」で述べる事項にも配慮すること。

なお、「交通事故抑止に資する新たな点検プロセスの試行実施について」（平成26年3月25日付け警察庁丁規発第26号ほか）に基づき、試行実施する警察本部においては、当該プロセスで得られた分析データについて確実に指導取締り方針を策定する上での検討材料とすること。

エ 指導取締り要望等の把握

交通警察官及び地域警察官は、各種の警察活動を通じ、指導取締り要望、交通環境の変化及び指導取締りの反響に関する情報の収集に努めること。

オ 有機的連携による推進体制の確立

本通達に基づく取組を着実に推進するためには、指導取締り担当部門、事故分析担当部門、規制担当部門等の知見を集約し、有機的に連携することが必要であることから、警察本部及び警察署において、交通指導取締り業務の管理等のための適切な体制を確立すること。

(3) 管理簿の作成要領等

管理簿には、PDSAサイクルの始期に指導取締り方針を記載し、その終期に実施結果、検証結果等を記載すること。作成した管理簿は3年間保存すること。

なお、速度取締りについては、「速度取締り指針の策定、公表について」（平成26年4月3日付け警察庁丁交指発第52号）で示達したとおり、速度取締りに関して、その方針、背景事情等について明らかにした速度取締り指針を策定し、公表することとしているが、その際には、当然に管理簿の内容を踏まえたものとなる点に留意すること。

3 交通指導取締りの実施

警察署は、PDSAサイクルに基づき策定された指導取締り方針に従って月計画、週計画等の具体的な指導取締り計画を策定し、実行すること。また、指導取締り計画の策定に当たっては、違反種別、取締り又は警戒活動の場所、時間帯、体制のほか、必要に応じ、複数警察署間又は交通機動隊と警察署の連携、受傷事故防止対策等について記載すること。

さらに、以下の点に留意すること。

(1) 警察本部による調整

警察本部は、警察署が策定した指導取締り計画を確認し、交通機動隊の投入、同一路線を管轄する隣接警察署間における一斉取締りの指示など、警察署が指導取締りを実施するに当たり、必要な調整を行うこと。

(2) 交通機動隊による指導取締り

交通機動隊は、指導取締り計画の策定に当たり、管轄区域内の警察署の管理簿に記載された指導取締り方針を十分に踏まえるとともに、当該警察署の策定する指導取締り計画との有機的連携に配慮すること。また、管轄区域内の警察署が行う指導取締りの検証に必要となることから、指導取締り結果を管轄警察署に通知すること。

(3) 交通警察部門と地域警察部門との連携

交通警察部門は、交通指導取締りの基本的考え方及び指導取締り方針の策定経緯について地域警察部門に十分に説明すること。また、地域警察部門は、交通警察部門が策定した指導取締り計画に基づき指導取締りを実施すること。

(4) 警戒活動等の実施

取締り場所や体制の確保が困難な場合等は、交通事故抑止を図る観点から、取締りの代替措置として、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動や警笛等を活用して運転者に注意喚起する街頭活動を行うこと。

(5) 定置式速度取締りの実施に当たっては、「「定置式速度違反取締りカード」を運用した定置式での速度違反取締りの管理について」（平成26年4月3日付け警察庁丁交指発第53号）に従って実施すること。

(6) その他指導取締り実施上の留意事項

指導取締りは、交通事故実態の分析結果等に基づき、指導取締りの必要性が高いと判断された場所、時間帯で行うことを基本とするが、これと併せて取締りの空白地帯を作らないという観点から補充的にこれによらない指導取締りを行うことにも留意すること。

本件担当

警察庁交通局交通指導課

取締企画係

取締指導係

